海老名市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定める。

（業務管理体制の届出）

第２条　法第１１５条の３２第２項の規定による届出は、施行規則第１４０条の４０第１項に掲げる事項について第１号様式により行うものとする。

（届出事項の変更の届出）

第３条　法第１１５条の３２第３項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第１４０条の４０第２項に基づき、第２号様式により行うものとする。

（区分の変更の届出）

第４条　法第１１５条の３２第４項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第１４０条の４０第３項に基づき、第１号様式により行うものとする。

（関係機関への情報提供）

第５条　市長は、第２条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長及び他の市町村長に対して、情報を提供することができる。

（実施細目）

第６条　この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年２月１日から施行する。